

特定建設業許可の要件について

特定建設業の メリット

建設工事の下請代金額の制限なし。

(一般建設業は総額4,000万円以上(建築一式工事6,000万円)の下請発注はできない)
※併せて特定建設業者の義務が課せられる。(建設業法第二十四条の五、六、七)

特定建設業の資格要件

経營業務管理責任者

建設業の経験を持つ常勤の役員(法人)
事業者または支配人(個人)
(一般建設業と同基準)

専任技術者

国土交通大臣が定める試験に合格したもの
(1級施工管理技士、建築士等)

指定建設業(土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園)以外の業種の場合は指導監督の実務経験(4,500万円以上の元請工事を24月以上現場主任者、現場監督者として従事したことを証明)を有する技術者、国土交通大臣認定された者等で可。

誠実性

請負契約に関して不正又は不誠実な行為をする
おそれが明らかなものでないこと。
(一般建設業と同基準)

財産的基礎または金銭的信用

下記の財産要件をすべて満たすこと。
※更新時にも財産要件を確認する。

資本金

2,000万円以上

純資産合計

4,000万円以上

流動比率

… 75%以上

$$\left(\frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}} \right)$$

欠損比率

… 20%以下

$$\left(\frac{\text{繰越利益剰余金}^* - (\text{資本剰余金} + \text{利益準備金} + \text{その他の利益剰余金})}{\text{資本金}} \right)$$

※ 繰越利益剰余金が負の場合計上する。